

一般社団法人日本デフバレーボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>中長期基本計画を策定し、HPに公表している。 役職員からも意見を募り中長期計画を策定した。 URL記載 https://www.main.jdva.org/ 組織概要</p>	1, 中長期基本計画 (R6年度)
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>当協会の運営に必要な専門性を備えた人材の確保に努めている。 育成計画は策定していないが、組織継続のため有望な人材発掘と教育を行っていく。 役職員からも幅広く意見を募っている。</p>	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>当協会の自己財源には、会費と主催大会の参加費および企業からの協賛金で賄っている。この協賛金は自主財源の確保という観点から財務の健全性確保にも重要な役割を果たしている。 日本代表活動にはJSCの助成金申請により運営している、その他、クラウドファンディングを行っているが知名度の低さから集金は厳しい状況である。 こうした計画の策定に際しては、関係の役職員から幅広く意見を募っている。 HPにも公表している。 URL記載 https://www.main.jdva.org/ 組織概要</p>	1, 中長期基本計画 (R6年度)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事及び女性理事の目標割合については、外部理事25%、女性理事40%という数値を設定することを理事メンバー内で合意している。 現在理事は9名(内、女性3名で33%、外部理事1名で11%)。		2, 定款 3, 役員名簿 18, 役員規定
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	一般社団法人のため評議員の設置はない。(対象外)		
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	代表チームを中心とした、アスリート委員会を設置している。 年に1回は委員会を開催し、アスリートの要望を吸い上げるように努めている。 日本代表男女チームそれぞれに委員を設置し、多様性を確保している。 理事長又は理事がアスリート委員会のオブザーバー参加し、組織運営へ反映させている。		17, アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事は9名で構成している、内、女性3名を配置している。(外部理事は1名) 日本代表経験者、公認スポーツ指導者の有資格者、本業での職種など様々な経験者で構成している。 理事会の規模は適正で実効性を確保している。		2, 定款 3, 役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事就任の際の年齢制限は現在設けていない。		5, 組織規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員が連続して就任出来る年数は10年とする旨を役員規程の第10条に定めている。 尚、例外として、ア) 当該役員がIFの役職者である場合 イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上をはじめとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事業があるとの評価に基づき選任された場合、理事会の承認を得て、1期または2期の延長を認めることがある。	18, 役員規程 3, 役員名簿
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	団体規模や活動内容において、独立した諮問委員会は設置していない。 広く役員候補者を公募し、公平な立場で適切な人材を理事会で承認している。	2, 定款
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	協会及び役員が法令を遵守するための規程を設置している。	4, 役員及び会員懲戒等に関する規程 5, 組織規程 (役員・選手の行動規範) 18, 役員規程 16, リスク管理ガイドライン (第4章の規範内容を追記)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な規程を整備している。	2, 定款 5, 組織規程 (②規定管理規定) 6, 職務分掌 (別表1) 22, 令和5年度第14期組織図 7, 謝金・旅費規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人業務に関する各種規程を整備している。	2, 定款 5, 組織規程 6, 職務分掌規程 8, 相談窓口設置規程 21, 規定管理規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	謝金・旅費に関しては規程を整備している。 現在、職員はいない。	7, 謝金・旅費規程 30, 役員報酬規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産は助成金による購入品がほとんどであり、JSC規定に従っている。 国費による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処 理に努めている。また、定期的に関係省庁等による監査を受けている。	12-1, 【JSC手引き】 (外部資料) 6, 職務分掌 (別表1) 22, 令和5年度第14期組織図 33, 財産管理規定
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	スタッフ・選手選考規程において、協会財政を守るため、選手やスタッフによる不利益となる 商業行為を制限する規定を設けている。 また、財政的な基盤を整える。	9, スタッフ・選手選考基準
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選手選考の規程を整備している。 強化委員会により推薦された選考委員により、選手選考をおこなう。 選考委員により選考された選手について、理事会で承認されたのち決定される。 選手選考に質問、異議がある場合の手続きとして、別途選手の不服申立規程を設けて、選手の権 利保護を図っている。	9, スタッフ・選手選考規程 15, 選手等の不服申立規定
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員を選考する立場にないことから、適用対象外。 主要大会では、大会開催地区の健聴バレーボール協会に主管委託して開催している。	なし
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	税理士事務所、行政書士事務所のサポートを日常的に得られる体制を確認している。	各顧問契約書 10-1, 税理士 10-2, 行政書士

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	JPSAとも相談し、コンプライアンス委員会を設置する方向で検討している。	32, 懲罰（コンプライアンス）委員会規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	JPSAとも相談し、コンプライアンス委員会を設置する方向で検討している。	32, 懲罰（コンプライアンス）委員会規程
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員に対しては、適宜コンプライアンスについての意識提起を行っており、JPC配信の動画を各自視聴するよう通知している。（動画URLを記載） https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/516/Default.aspx https://www.youtube.com/watch?v=cucANoOF6DI 今後、役職員に対して、毎年1回以上のコンプライアンス教育を実施していく。	24, 動画視聴案内（コンプライアンス研修） 令和6年度JDVAインテグリティ研修会2024(計画中)
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手・指導者には合宿でのミーティング時間を使い、コンプライアンス研修の時間を年に最低1回設けている。 JPC配信の動画を各自で視聴するよう伝えている。（動画URLを記載） https://youtu.be/tKvfHG_AXKA	24, 動画視聴案内（コンプライアンス研修）
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判に対し、指導する立場にないことから対象外 主要大会では、大会地区の健聴バレーボール協会に主管委託して開催している。	なし

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	税理士事務所、行政書士事務所のサポートを日常的に得られる体制を確保している。	各顧問契約書 10-1, 税理士 10-2, 行政書士
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計に関する取引を正確に処理し、財政状況・正味財産の増減を報告している。 事務サイクル：男女経理担当者により事業の報告書作成ののちGMが報告書内容を確認したあと、JPCへ報告書を提出、JPCからの指摘事項があった場合は停滞なく確認、修正を行い再提出をおこなう、また、この内容を保管し次回の報告の確認項目とするようにしている。 監事（豊田氏）は、一般社団法人日本デフ水泳協会の代表理事であり、組織運営、経理にも精通しており、日本デフバレーボール協会の監事として十分な適性を備えた人物であり、監事による監査を毎年実施している。	11, 決算報告書 27, 監査報告書（監事）
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国費による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。また、定期的に関係省庁等による監査を受けている。	12-1, 【JSC手引き】 (外部資料)
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、協会HPにより法令に基づく開示を行っている。 (開示URL) https://www.main.jdva.org/ 組織概要	11, 決算報告書 (第14期決算資料)
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考に関する情報は公表しており、「国際競技会派遣スタッフ・選手選考規程」第4条第3項の「選手・スタッフ選考にあたっては、過去の大会での実績や将来性、合宿等の日本デフバレーボール協会の活動への参加実績等も参考とする。」、同第5条「ユースおよびジュニアの選考は、各種大会・合宿等の日本デフバレーボール協会の活動への参加実績を重視する。そのため、特別強化および強化の指定を受けた者を優先的に選考する場合がある。」というのが大まかな選手選考の基準となる。 尚、要求があればより細かい選手選考基準や選考理由を開示する体制は整えている。また、日本代表候補選考にあたり説明会を実施して、選手選考に関する情報を提供している。	9, 国際競技会派遣スタッフ・選手選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコード（自己説明）の公表を行っている。	13, 遵守事項の自己説明 当該資料
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	契約締結の際には、利益相反の有無という観点からの確認を実施している。	31, 利益相反管理規定
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを整備している。	14, 利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	暴力行為等の相談窓口を協会内部に設置している。 合宿等で選手へ説明・周知している。 (HPに公表している) https://www.main.jdva.org/ 組織概要	8, 相談窓口設置案内

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	相談窓口に通報があった場合には、日本スポーツ協会、日本バラスポーツ協会と連携して対応できる体制となっている。今後の協会内部の通報制度の運用体制については有識者の意見を踏まえて2024年までに規程を整備していく。	8, 相談窓口設置案内
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	「役員及び役員懲戒等に関する規程」を定めている。	4, 役員及び会員懲戒等に関する規定 32, 懲罰（コンプライアンス）委員会規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	懲罰に関する規程を整備している。 対象事案が発生した際は、理事会にて協議・対応する。 懲罰（コンプライアンス）委員会の設置する。	4, 役員及び会員懲戒等に関する規程 5, 組織規程 （役員・選手の行動規範） 18, 役員規程 16, リスク管理ガイドライン 32, 懲罰（コンプライアンス）委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	代表選手選考、懲罰処分等に関する事項に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）によるスポーツ仲裁を利用できるよう、自動応諾条項を整備している。	15, 選手等の不服申立規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	これまで処分事例の発生はないが、処分を下す際には、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを処分対象者に書面で通知する。 (証憑書類15をHPに公開している。) https://www.main.jdva.org/	15, 選手等の不服申立規定
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルとして「リスク管理ガイドライン」を整備している。 同マニュアルは、不祥事対応の一連の流れを含んでおり、第三者委員会を設置する場合について記載している。	16, リスク管理ガイドライン

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しない	なし
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	なし
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織はないため対象外	なし
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織はないため対象外	なし